

NEWS

災害廃棄物処理対策に関する特別委員会 熊本地震災害を視察

平成28年7月27日(水)・28日(木)の2日間、災害廃棄物処理対策に関する特別委員会委員による熊本地震災害の視察が行われました。参加者は永井会長はじめ特別委員会から平沼委員長以下10名、事務局1名の12名が参加しました。

熊本地震は平成28年4月14日に益城町で震度7の地震が発生し、16日未明に震度7の本震が西原村で観測されました。地震から3か月半が経過した視察時においても、倒壊した家屋が数多くそのままの状態に残されており、被害の甚大さを目の当たりにし、この震災でお亡くなりになった多くの方々のご冥福をお祈りいたしますとともに被災された方々にお見舞い申し上げます。



益城町の倒壊した家屋

熊本県産業資源循環協会は平成24年に県内全45市町村と災害廃棄物処理の協定を締結しており、これまでも平成24年の台風被害などの復旧作業に尽力されておられます。南海トラフ巨大地震の発生に備え、愛知県内全54市町村と災害廃棄物処理の協定を締結している当協会にとって、震災での初期対応と協会の果たす役割について直に学ぶべく、視察をお願いしたところ、快く引き受けていただくことができ、この場をお借りして感謝申し上げます。

27日は、熊本空港に(一社)熊本県産業資源循

環協会会長の大野羊逸氏と専務理事の加久伸治氏にお迎えいただき、両氏のご案内で熊本県西原村集積場と熊本県二次仮置場予定地、益城町集積場を視察させていただき、その後、協会事務所で昼食を取りながら意見交換をさせていただきました。



熊本県協会会長、専務理事との意見交換会

発災直後の4月15日には益城町、宇土市、西原村から協定に基づく支援要請があり、この後も被災市町村から支援要請が相次ぎ、協会から管轄支部に連絡を行ったとのこと。また、4月16日には環境省、D.Waste-Net、熊本県、益城町との会議が開催され、大野会長と加久専務理事が出席し、対応が協議されました。その後、概ね1週間ごとに協会三役と災害関係支部長会議を開催し、対応にあたったとのこと。



西原村集積場の分別作業

寄せられた支援要請に対して、当初は支部毎の幹事会で調整を行っていたが、災害廃棄物が大量であるため、各市町村所在の幹事を幹事社として市町村との対応を行ったとのことでした。

特に熊本県協会では平成24年に発生した水害での3市3町2村から支援要請があった災害廃棄物処理支援事業の経験があり、実際に動ける幹事社を選定することができたとのことでした。

支援要請は集積場の管理及び収集運搬業務ですが、原則、各市町村所在の協会の幹事社が市町村から受託し、不足分は協会員に再委託をしており、協会員に上手に再委託を行っている幹事社の仮置場は分別が行き届き、処理も円滑に行われているとのことでした。

西原村集積場は約2.5haのグラウンドを活用した仮置場で、木材・木屑、コンクリート・がれき、金属、アスベスト含有のスレート瓦、発火しやすい薬剤入り缶など19品目に細分別されていました。視察した時には、運び込まれた木くずの整理が行われていました。

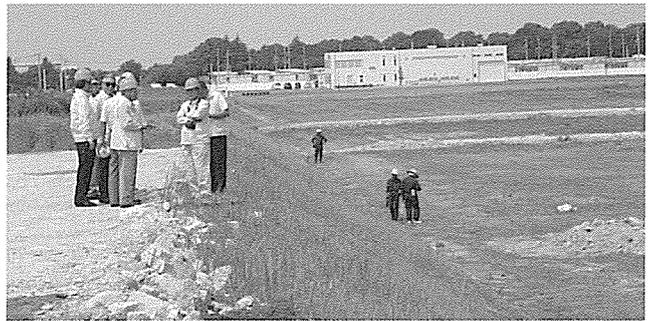


益城町集積場の分別の様子

益城町集積場では幹事社の指示が行き届き、持ち込まれた災害廃棄物が整然と分別され、処理施設へ運び出されていました。

一方、今年5月3日に環境省から被災家屋の解体費用の9割を国費で補助する指針が示され、今後、

家屋の解体が一気に進みがれきの量が増えることが予想されることから、熊本県は益城町にある約10haの県有地に二次仮置場を設け、破碎・選別施設を整備し、今秋初旬（10月頃）からの稼働を予定しているとのことでした。



二次仮置場予定地で説明を受ける委員

この二次仮置場の運営管理は熊本県災害廃棄物処理事業連合体が受託し地元企業として（一社）熊本県産業資源循環協会会員が構成員となっており、解体された家屋から排出される災害廃棄物の処理はすべて協会が取り仕切るスキームとなっていることで、平成30年12月までに処理を完了する予定であるとのことでした。



被災した阿蘇神社

この視察を通し、災害廃棄物処理に取り組まれている熊本県協会の役割について知見を得ることができ、参加した委員一人ひとりが、協会の担う役割、支部の担う役割について大変素晴らしいヒントを戴いたことに感謝申し上げます。